

令和2年度

第7回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和2年9月15日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和2年度第7回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	3件
議案第5号	相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について	9件
議案第6号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件
議案第7号	千葉県農用地利用集積計画(案)の決定について	56件
議案第8号	農用地利用配分計画（案）の意見について	1件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	4件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	10件
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	52件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	24件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	18件
報告第6号	荒廃農地の非農地化について	96件
報告第7号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第4条）	1件
報告第8号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	6件

<出席委員> (16名)

1番	小川友安	2番	浅川政明
3番	深谷耕司	4番	齊藤元治
5番	清宮惠理子	6番	槇本泉
7番	長谷川秀明	8番	横山清亮
9番	長谷部衡平	10番	中村浩道
11番	秋庭重樹	12番	佐々木貴史
13番	猪野桃夫	14番	齊藤憲次
16番	市原律子	17番	高橋芳和

<欠席委員> (1名)

15番 石井一也

<事務局説明員>

事務局長	表谷拓郎	次長	岡本茂之
次長補佐	天野秦男	農地利用最適化推進班長	江上章子
農地保全班長	原田賢一	農地審査班長	小堀紀明
農地指導班長	長谷川隆之		

開 会 （ 午前10時00分 ）

議長
(長谷部会長)

ただいまより、令和2年度第7回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17人中16人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 5番 清宮 恵理子 委員

議席番号 6番 梶本 泉 委員

のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(長谷川班長)

ご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

はじめに第1項です。

お手元の資料1ページから10ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区大椎町に本店の所在する農業を営む法人が、義務者であります緑区大木戸町に在住の方が所有する緑区大木戸町の農地を、新規就農のため、所有権を移転するものです。

面接した権利者によりますと、申請地の取得後の作目は椎茸であり、日本及び中国にて椎茸栽培に精通している方から栽培方法を含めた農業経営を学んでおり、今後、その方の指導の下で、申請地にて営農を行っていくとのことです。

また、資材等の費用は、先に中国から資材を輸入の上、農業での収益によって支払いをすることです。権利者自身の生活費は、経営する他の法人の収益で賄う予定とのことです。

将来に向けては、規模拡大を視野に、安定経営の実現を目指すとのことです。

なお、新型コロナの影響が沈静化するまでは、栽培で使用する資材等が輸入できないため、それまでの期間は隣接する農家の協力を得て、落花生を栽培することを予定しております。

次に第2項です。

お手元の資料1 1ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります花見川区天戸町に在住の方が、義務者であります花見川区長作町に在住の方が所有する花見川区天戸町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、ネギ、山芋、里芋を予定しております。

次に第3項です。

議案書2ページをご覧ください。

お手元の資料1 2ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります千葉県八街市に在住の方が、義務者であります千葉県八街市に在住の方が所有する若葉区中野町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、麦、落花生を予定しております。

次に第4項です。

議案書3ページをご覧ください。

お手元の資料1 3ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区高田町に在住の方が、義務者であります緑区高田町に在住の方が所有する緑区高田町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、栗、ゆず、プラムを予定しております。

事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。
ただいまの説明について、事務局より補足事項があります。

事務局

補足説明いたします。
第1項についてですが、権利者の法人に関して補足説明をいたします。
法人の代表取締役は、今回の議案と同じ申請土地において、別法人の代表取締役として、平成30年度第9回の総会で農地法第3条により所有権移転のための許可を受けておりましたが、前回8月における第6回総会議案の報告第1号にて同じく農地法の規定により行った許可処分取消の報告を行っております。
繰り返しとなりますが、今回の議案での法人の代表取締役とこれまでの議案報告における別法人の代表取締役は同一人物となります。
その別法人の取消理由は、同社が別事業として行っている飲食業の好調により、法人が農地を取得するための農業の収入が過半であるとする条件を保てない恐れがあるためでございます。
については、同じ代表取締役である本議案の法人が改めて農地を取得し、営農を開始することとなりました。
補足説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第2班班長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をもってお願いします。

橋本委員

第1項について、本件は事務局の補足説明にあったとおり、代表者が別法人で過去に権利を取得していたにもかかわらず、取消しを受けて、再度許可申請を行おうとするものです。このような、権利関係について不安定な事態に陥っている者が再度、農地の権利を取得することについて疑義がありますので、農地所有適格法人の要件に照らし、権利取得が可能なのかどうかについて、改めて事務局に確認を求めます。

事務局

許可取消の申請に至った理由は、前回申請時の法人名義で農地の権利を取得した場合、農地所有適格法人の要件である、事業要件を満たさなくなる可能性が出てきたことから、別法人での権利取得としました。もちろん、その他の3要件についても、本法人は満たしております。

梶本委員	次に、総会資料によればパイプハウスを20棟建てる計画になっています。建物を建てると雨水排水についてある程度の考慮がされる必要があると考えますがどのような対策がとられていますか。
事務局	前回許可申請時より、雨水排水について懸念があることは指摘しており、またハウス設置後には予期しない問題点が浮上することもあるので、必要な対応は逐次とるように指導しています。
佐々木委員	第1項の申請地は、接している道路が大変狭く車両が行き交うことができないうらいです。このような場所で営農する場合、近隣の方とある程度友好的な関係が築けていないと、今後の事業展開が困難になりますが、その点についてはいかがですか。 また、しいたけ栽培の場合、廃菌床が発生します。これは産業廃棄物に当たるとも聞いているので、確実な処理を申請者にはしていただきたいです。
事務局	コロナ渦でしいたけ栽培にすぐに取り掛かれないところ、地域の方からの助言で、落花生の栽培をすることになったという経緯も聞いています。 このことから、地域との関係性については心配されるものではないと判断しています。
清宮 会長職務代理者	第1項について、輸入資材を使用するということですが、具体的には何を輸入しますか。また、資金計画についてですが、経費も売り上げも高額であり、事業計画が予定通りに進行するのか心配です。
事務局	輸入する物はパイプハウスなどと聞いています。
清宮 会長職務代理者	土地代金の支払いが許可前に行われることは、適当なのでしょうか。
事務局	当事者間の売買契約の内容により、自由に取り決めができる部分なので、許可前に支払いが行われることもあれば、許可後になることもあります。
梶本委員	法人の就農は促進されるべきですが、第1項の案件について

は、不安要素が多くあります。

事務局

本件のように、特殊な要素がある権利移転については、その前後の関係を含め、必要な情報を提供してまいります。

事務局

また、今後の営農については、農政センターと連携の上、指導をしてまいります。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。
事前審査第2班班長及び事務局の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

———— 挙手 ————

議場

賛成多数でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。

議長
(長谷部会長)

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

それでは、事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(長谷川班長)

ご説明いたします。

第1項です。

議案書の4ページをご覧ください。

お手元の資料14ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするものです。

申請土地は、千葉市立若松小学校から西に約350メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は雨水浸透枳を設け、敷地内処理をします。

他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

事前審査第2班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。
ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号は許可と決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(長谷川班長)

ご説明いたします。

議案第3号ですが、第1項及び第2項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

はじめに第1項です。

議案書5ページをご覧ください。

お手元の資料15ページから17ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、京成おゆみ野駅から南に約500メートルに位置する農地です。

農地区分は、申請地は、京成おゆみ野駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は雨水浸透施設にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第2項です。

お手元の資料18ページから20ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、車両置き場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、千葉市立犢橋小学校から南西に約800メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は住宅が広がっております。

被害防除は、ブロック及び鋼板を設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第3項です。

議案書6ページをご覧ください。

お手元の資料21ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用賃借権を設定するものです。

申請土地は、JR鎌取駅から北に約750メートルに位置する農地です。

農地区分は、JR鎌取駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は雨水桝にて処理後、側溝へ接続します。

他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第4項です。

お手元の資料22ページをご参照ください。

本案件は、駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉市立加曾利中学校から南東に約300メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、既存のコンクリート擁壁及びブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

事前審査第2班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。

橋本委員

第2項について、事業目的は車両置場用地となっておりますが、どのような車両が置かれるのでしょうか。県のヤード適正化条例による規制の対象になりませんか。

事務局

本件の権利者は、中古自動車販売業を営む者で、普通乗用車置き場として利用します。

橋本委員

また、本件事業計画区域内にある一体利用地のうち、地目の記載のない土地があります。この土地の地目を教えて下さい。

事務局

雑種地です。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。

事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号は許可と決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明願います。

事前審査第2班
(長谷川班長)

ご説明いたします。

議案書の7ページから8ページをご覧ください。

第1項から第3項について、一体案件となりますので、併せてご説明いたします。

資料は23ページから29ページの位置図・公図・土地利用計画図を併せてご覧ください。

本件は、千葉市富田都市農業交流センターの指定管理者である富田町管理運営組合が、コスモスまつりなどを中心とした市民との交流イベントを開催するにあたり、近隣の畑3筆の一部、合計4,726平方メートルに使用貸借権を設定し、一時的に「来場者駐車場、及び、イベント用地」として使用したいというものです。

使用にあたり、造成などの工事はございません。

一時転用期間は、令和2年9月26日～10月25日までとなります。

事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございます。

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をお願いいたします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第4号は、許可と決定いたします。

次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明願います。

事前審査第2班
(長谷川班長)

ご説明いたします。

議案書の9ページから11ページをご覧ください。

第1項から第9項まで、すべて、千葉南税務署管内の20年経過予定案件です。

第1項です。

緑区土気町在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区同町の田1筆、面積2,303平方メートル及び畑8筆、面積15,167平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、8月3日の現地調査により、小川推進委員に確認していただきました。

第2項です。

緑区土気町在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区同町の田1筆、面積1,607平方メートル及び畑1筆、面積3,520平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、8月3日の現地調査により、小川推進委員に確認していただきました。

第3項です。

緑区高田町在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区同町の田5筆、合計面積7,230平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、8月3日の現地調査により、石井推進委員に確認していただきました。

第4項です。

緑区下大和田町在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区土気町の畑1筆、面積4,182.67平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、8月4日の現地調査により、中村推進委員に確認していただきました。

第5項です。

緑区下大和田町在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区同町の田3筆、合計面積4,234平方メートル及び畑13筆、合計面積15,746平方メートル、同区上大和田町の畑5筆、合計面積3,830平方メートル、同区土気町の畑1筆、面積2,091.33平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、8月4日の現地調査により、中村推

進委員に確認していただきました。

第6項です。

緑区上大和田町在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区同町の田2筆、合計面積2,410平方メートル及び畑1筆、面積3,031平方メートル、同区下大和田町の田2筆、合計面積1,400平方メートル及び畑9筆、合計面積8,346平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、8月4日の現地調査により、中村推進委員に確認していただきました。

第7項です。

緑区土気町在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区越智町の田2筆、合計面積1,500平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、8月28日の現地調査により、長崎推進委員に確認していただきました。

第8項です。

緑区越智町在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区同町の畑3筆、合計面積6,383平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、8月28日の現地調査により、長崎推進委員に確認していただきました。

第9項です。

緑区大木戸町在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区同町の畑7筆、合計面積14,271平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、8月28日の現地調査により、長崎推進委員に確認していただきました。

事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、確認書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございます。

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

梶本委員 議案書に記載されている相続日と免除予定日について教えてください。この両者の期間が20年以上あいているものがみられますが、これは申請にかかる期間などが算入されている結果なのではないでしょうか。

事務局 お見込みの通りです。
相続開始日から10か月間が申告期間になっているためです。

議長 (長谷部会長) 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議長 ــــــــ 挙手 ــــــــ

議長 (長谷部会長) 賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。

次に、議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班 (長谷川班長)

説明いたします。

議案書の12ページをご覧ください。

第1項です。

花見川区長作町に在住の方が相続した、同町の畑1筆、面積1,132平方メートルについて、買取り申出者の母が農業の主たる従事者であったことを、9月1日の現地調査により、岩井推進委員に確認していただきました。

買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。

事前審査第2班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

説明は以上です。

議長 (長谷部会長) ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

議長 ــــــــ 質問・意見等なし ــــــــ

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。

次に、議案第7号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたしますが、第3項から第54項までの権利者である法人について、〇〇〇〇委員が理事を務めておられます。

農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、はじめに、関係委員にご退室いただき、第3項から第54項までを審議、採決し、その後、関係委員に再入室いただいた上で、残りの審議、採決をすることとします。

それでは、関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。

退室

——— 関係委員退室 ———

議長
(長谷部会長)

事前審査第2班、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(浅川委員)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

議案書の14ページをご覧ください。

第3項から39ページの第54項までは、権利者が同一のため一括して説明します。農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る一括方式の案件です。件数が多いため、一覧表を、資料の30、31ページに添付しておりますので、あわせてご覧ください。

緑区椎名崎町所在の農事組合法人が、同区大金沢町在住の方、他51名が所有する同町及び同区富岡町の田67筆、合計面積92,508平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間

は10年、権利者の作付品目は「水稻」です。本件は、南部土地改良区の一部地域（大金沢町、富岡町）において、権利者を担い手として策定された、人・農地プランに基づく貸借です。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班の説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をもってお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

事前審査第2班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、第3項から第54項については、原案どおり決定といたします。

それでは、残りの審議に移りますので、関係委員にご入室いただきます。

入室

——— 関係委員入室 ———

議長
(長谷部会長)

事前審査第2班班長、説明をお願いします。

事前審査第2班
(長谷川班長)

ご説明いたします。

議案書の13ページをご覧ください。

第1項は、若葉区中野町在住の農家の方が、同区野呂町在住の方が所有する同町及び同区中野町の田2筆、合計面積1,091平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は10年、権

利者の作付品目は「水稻」です。農業従事者は1名ですが、繁忙期には短期雇用により対応しているとのこと。

第2項は、若葉区桜木在住の農家の方が、同区加曾利町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積1,100平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「イチゴ」です。

次に、40ページをご覧ください。

第55項、第56項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件です。うち第55項は一括方式です。

第55項は、緑区土気町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積1,795平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「ねぎ、ミニトマト、小松菜」です。

第56項は、2段階方式の農地中間管理事業に関する案件です。

中央区浜野町在住の方が所有する同区南生実町の田1筆、面積985平方メートルに使用貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

第56項は、農地中間管理機構が作成する議案第8号の「農用地利用配分計画案」に基づいて、千葉県の認可を経て貸付けられます。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をもってお願いします。

議長
(長谷部会長)

議場

———— 質問・意見等なし ————

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議長

—— 挙 手 ——

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第7号第1項、第2項、第55項、第56項は、原案どおり決定いたします。

次に、議案第8号「農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします

事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(長谷川班長)

ご説明いたします。

議案書の42ページをお願いします。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、議案第7号第56項でご審議いただきました中間管理権取得予定農地を、農地中間管理機構である千葉県園芸協会が、経営規模の維持等を希望する担い手へ貸し付けるため、市長より農業委員会に対して、農用地利用配分計画（案）について、意見を求められたものです。

中間管理事業の手続きにつきましては、貸し手と機構、機構と借り手の2段階の貸し借りの手続きをまとめて行う一括方式が導入されたところですが、本案件は、これらの手続きを2段階に分けて行う従来方式の後半部分にあたります。

意見聴取後、農用地利用配分計画の県の認可を受け、機構と借り手の貸借が成立します。

第1項は、中央区南生実町の田1筆、面積985平方メートルを、同町の農家の方に使用貸借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から令和12年9月30日までの約10年間、権利者の作付品目は「水稻」です。

事前審査第2班といたしましても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第4項各号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。

議案第8号の説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。
ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をもってお願いします。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。
農用地利用配分計画について、「意見なし」と決定することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙 手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第8号は、「意見なし」と決定いたします。
以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第1号から第8号までを一括して上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。
議案書の43ページをご覧ください。
報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、議案書の44ページまでに4件ございました。
添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の45ページをご覧ください。
報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の46ページまでに10件ございました。
内容につきましては、記載のとおりでございます。
添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の47ページをご覧ください。
報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の55ページまでに

52件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の56ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、議案書の59ページまでに24件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。

議案書の60ページをご覧ください。

報告第5号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、議案書の61ページまでに18件ございました。

申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

議案書の62ページをご覧ください。

報告第6号「荒廃農地の非農地化について」は、議案書の69ページまでに96件ございました。

これらの案件は、既に森林の様相を呈しているなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地のため、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外したものです。

なお、非農地判定したものについては、土地所有者に対し非農地決定通知書を送付し、また、法務局に対しても非農地判断した旨の通知をしております。

続きまして、議案書の70ページをご覧ください。

報告第7号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第4条）」は、1件ございました。

内容につきましては、8月の総会で審議されたもので、8月11日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

続きまして、議案書の71ページをご覧ください。

報告第8号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、6件ございました。

内容につきましては、8月の総会で審議されたもので、8月11日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

報告案件につきましては、以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの報告第1号から第8号について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

橋本委員

「報告第6号 荒廃農地の非農地化について」に関連して、おたずねします。現況がすでに農地ではないという判断が農業委員会によってされたこととなりますが、農地所有者はこれらの土地について、登記を変更する義務があるのでしょうか。

事務局

登記の義務はありますが、変更登記されていないケースも多いというのが現状です。

農地所有者に対しては、通知文の中で登記の変更をすることについて、お願いをしています。

横山委員

同じく報告第6号についておたずねします。

備考欄に所有者死亡と記載のあるものがありますが、これらは相続人が不存在なのか、それとも相続手続きが未了なのか教えてください。また、これらの対象者に対し、農業委員会はどのような指導を行いますか。

事務局

相続手続きがされていないものです。他の対象者と同様に決定通知などは送付しています。

議長
(長谷部会長)

多くの荒廃農地が非農地化されるに至っていますが、農地の保全管理を真面目に行っている方もいます。農業委員会は、保全管理を行っていない者に対し、指導強化すべきです。

秋庭委員

荒廃農地と耕作放棄地の定義を改めて確認したいです。

事務局

遊休農地・荒廃農地・耕作放棄地は法令、調査、統計のそれぞれ

れ場面に応じて使い分けがされている用語です。

遊休農地は農地法の利用状況調査で用いられる用語で、1号遊休農地と呼ばれるものは、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地を言っています。

荒廃農地は、荒廃農地調査で用いられる用語で現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている基準に該当する農地をいいます。

耕作放棄地は国の統計調査で用いる用語で、以前耕作していた土地で過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地を指します。

更に、農地への再生が困難と判定した土地は、非農地に分類されます。

秋庭委員

荒廃が著しい農地の地目が変更されるまでの流れを教えてください。

事務局

推進委員が行う利用状況調査において、荒廃が著しく再生が困難と判断した農地のうち、更に事務局で整理を進め、農業委員による非農地の判定を行った土地が今回の報告事案である「報告第6号 荒廃農地の非農地化について」になっています。

農地所有者の方には、法務局での地目変更手続きを通知の中でお願ひしております。課税部門にも通知を行っているので、翌年度からはそれぞれの現況に応じた地目の課税がされます。

そして、農業委員会においては、農地台帳から削除いたします。

議長
(長谷部会長)

その他質問、意見等無いようです。

これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、令和2年度第7回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 (午前11時30分)